

令和4年度弘前市小口資金特別保証融資制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、弘前市内の中小企業者に対し事業資金の保証を行い、企業経営の安定に資することを目的として実施する。

(保証対象者)

第2条 この制度の保証対象者は、弘前市内に住所又は主な事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）の適用を受ける業種に属する事業を行う中小企業者で、納税状況の良好なものとする。

2 この制度内に特別小口枠Ⅲを設け、その保証対象者は、前項の規定に該当する者であって、「令和2年新型コロナウイルス感染症」の影響を受けたことにより法に基づくセーフティネット保証4号又は5号の認定を受けたものとする。

(取扱金融機関)

第3条 この制度は、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、株式会社秋田銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫及び青森県信用組合（以下「取扱金融機関」という。）において取り扱うものとする。

(融資総額)

第4条 この制度の融資総額は、令和4年度弘前市事業活性化資金特別保証融資制度の融資額と合わせた額とし、上限を3,648,400,000円とする。

(実施期間)

第5条 この制度の実施期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(裏付資金)

第6条 市は、この制度の円滑な運営のため、取扱金融機関に対して総額274,400,000円を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで預託する。

2 各取扱金融機関への預託金の額は、株式会社青森銀行に97,000,000円、株式会社みちのく銀行に64,600,000円、株式会社秋田銀行に6,100,000円、東奥信用金庫に69,400,000円、青い森信用金庫に30,100,000円、青森県信用組合に7,200,000円とする。

(資金使途)

第7条 この制度の保証を受けた資金の使途は、企業経営の安定に必要な運転資金（特別小口枠Ⅲにあっては令和3年度までに融資を実行した特別小口枠、特別小口枠Ⅱ及び特別小口枠Ⅲ（以下「特別小口枠等」という。）の借換え資金を含む。）又は設備資金（特別小口枠Ⅲにあっては新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）とする。

(貸付金額)

第8条 この制度の貸付金額は、1企業につき17,000,000円以内とする。

2 特別小口枠Ⅲに係る貸付金額は、1企業につき7,000,000円(特別小口枠等の融資実績がある場合は、当該融資残高と合わせて7,000,000円)以内とし、当該額は前項に規定する額に含まれるものとする。

(保証期間)

第9条 この制度の保証期間は、7年以内(第11条後段の規定による据置期間を含む。)とする。

(貸付形式)

第10条 この制度は、手形貸付、証書貸付及び手形割引の方法による貸付けとする。

(償還方法)

第11条 この制度の保証を受けた貸付けの償還方法は、一括償還又は割賦償還とする。この場合において、運転資金にあっては6か月以内(特別小口枠Ⅲにあっては1年以内)、設備資金にあっては1年以内の据置期間を設けることができる。

(貸付利率)

第12条 この制度に係る貸付利率は、年率1.9%以内(固定金利)とする。

2 前項の利率については、基準割引率および基準貸付利率等の変動に伴い市中金融利率と極端な差が生じたときは、市、取扱金融機関及び青森県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が協議のうえ変更するものとする。

(利子の補給)

第13条 市は、特別小口枠Ⅲに係る利子の全額について、融資を実行した取扱金融機関に対して補給するものとする。

(利子補給金の請求)

第14条 取扱金融機関は、別に定めるところにより、市長に対して利子補給金の支払請求を行うものとする。

(利子補給金の支払)

第15条 市長は、前条の規定による請求があった日から起算して30日以内に当該取扱金融機関に対して利子補給金を支払うものとする。

(保証料率)

第16条 この制度に係る保証料率は、無担保保険(一般関係)、普通保険(一般関係)を利用する場合においては、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた別表の区分の料率を適用する。ただし、次のいずれかに該当する者は、別表区分⑤の欄に掲げる保証料率とする。

(1) 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書を作成していないもの

- (2) 事業開始後最初の事業年度の決算において貸借対照表及び損益計算書を作成していないもの
 - (3) 同一の事業を営む複数の者であって金融機関からの借入れに係る連帶債務を負担するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、法に規定するセーフティネット保証1～4、6号に該当する場合は年0.95%、同保証5・7・8号に該当する場合は年0.86%とするなど特例保証等に該当する場合は保証協会所定の保証料率を適用する。(割引適用は、別表割引適用の項1に該当する場合のみとする。)

(保証料)

第17条 市は、この制度に係る保証料の全額について、保証協会に対して補給するものとする。

(保証料補給金の請求)

第18条 保証協会は、別に定めるところにより市長に対して保証料補給金の支払請求を行うものとする。

(保証料補給金の支払)

第19条 市長は、前条の規定による請求があった日から起算して30日以内に保証協会に対して保証料補給金を支払うものとする。

(保証人及び担保)

第20条 この制度による融資を受ける場合の保証人については、当該融資が特別小口保険に該当するもの以外の場合において、原則として法人の代表者を除いては、徴求しないこととし、かつ、必要に応じて担保を徴求する。

(報告)

第21条 保証協会は、毎月15日までに前月中の利用状況を市長に報告しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、令和4年度弘前市小口資金特別保証融資制度実績報告書（様式）により、毎月15日までに前月中の利用状況を市長に報告しなければならない。

(その他)

第22条 この制度の略称を①とする。

- 2 この制度による融資を受けようとする保証対象者のうち、特別小口保険を利用しようとするものは当該保証対象者に係る法人市民税に係る納税証明書等を、経営安定関連特例保険を利用しようとするものは中小企業信用保険法に規定する市長の認定書を、それぞれ融資を受けようとする際に取扱金融機関を経由して保証協会に提出するものとする。
- 3 この制度による融資を受けようとする場合は、弘前市小口零細企業特別保証融資との併用は出来ないものとする。
- 4 この要綱に定めのない事項については、市、取扱金融機関及び保証協会が協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第16条第1項、第2項関係)

様式（第21条第2項関係）

令和 年 月 日

弘前市長様

取扱金融機関名

令和4年度弘前市小口資金特別保証融資制度実績報告書（ 月分）

令和4年度弘前市小口資金特別保証融資制度実施要綱第21条第2項の規定により、下記のとおり小口資金特別保証融資制度の利用状況について報告します。

記

前月末貸出残高		当月中融資額		当月償還額		当月末貸出残高	
件	円	件	円	件	円	件	円

当 月 融 資 内 訳	融資事業所名 (代表者名)	住所	業種	融資額	運転 設備	融資期間	据置 期間	償還方法 (償還 額)	摘要
完 済 状 況	融資事業所名 (代表者名)	完済年月日	当初融資 年月日	当初融資額	参考				

備考 当月融資分については、返済明細表等を添付してください。

担当及び提出先：商工部商工労政課
電話 0172-35-1135